

()

昭和

字第 4776 号
西暦 49 年 8 月 6 日

外務大臣 繙

在大韓民國後宮大使

(件名)

韓國厚大星被害者(被虐)

引用公・電信

日付・番号

8月6日付 朝鮮日報 6日(7日以降)

午後 ソウル市内 曹溪寺で 17回韓国人

原爆犠牲者慰靈祭を行古巾子了

日本政府、韓国人原爆被害者に対する

付属添付 付属空便(行) 付属空便(D/P) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

〔77〕

高“問題意識”積極策之促本初首

偏12月25日 同記事印報之別添、添報告

申1月12日

故、同慶靈珍以使、當館司、奏因之答席

及1月22日、花輪 大臣 金一封(5万两)。

願上1月22日、乞、允約。

8月6日付 朝鮮日報

近畿被占者と婦人

—日本殖民地人道的慰撫—

近畿（～）の民間被占者（即ち婦人）は、その多くが「被占者生活」を経験する。これは、日本の「被占者生活」の本質である。被占者は、被占地で生活する日本人のことを「被占者」と呼ぶ。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。

近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。

近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。

近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。

近畿の被占者は、主に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県等の被占地で生活する日本人である。

8月6日付 朝鮮日報

(社説要旨)

原爆被害者に关心を

- 日本改めの人道的不文庫 - 補償策を
促す -

-

明日(7日)午後、曹溪寺にてオフ同韓国人

原爆犠牲者慰靈祭が挙行される。1945年

8月6日及~~て~~9日、(二次大戦の終戦直前)日本の

広島と長崎に投下された原子爆弾で死んだ

人々數万人の~~のぼる~~韓国人被害者の冤魂を

~~慰~~~~靈~~韓国被爆者援護会の年會行事

である。

しかし二点問題がある。それは強化しますと

れて113年残り又基金の原爆被害者連が

現在どうして113件状態研究会、二点に付す

生要旨対策下構成するとしてある。被害者疾患

と貧困の要因環境として原子病加もつ不治性と

遺伝性のため苦しみの中で生きて113のである

=

被害者不幸にした原因がどこにあると

被害はわが国の国民である。わが国政府が

これら特殊病患者のための政策改革の方向

を今から立ち立し実効性のある政策

事業展開のための準備作業を急いで促
した。

これとともに、我々は日本改訂本一辯国人原爆
被害者連、枚澤と補償問題に対し、積
極的な態度をとることを要請した。

我々は一部日本人連がこれらの人々に対して
大物心両面にわたる同情を充分知つてゐる。

しかし、これに比べて、日本改訂本一辯國
人原爆被害者に対する冷漠であつた。最近
「福岡地方法決」や東京都知事の指示で一
辯国人原爆被害者に対する枚澤も日本

且、人道的な義務とみる見解もあらわれて

113か一、しかし日本改進政府はまだこの立

勢の轉換をみせていない。

65年の韓國交渉化當時、この問題

に対する「請求権」を釐清しなかつたのは

たしかに彼女のあやまつであつた。しかし

さてたゞ一、もしも日本政府が韓国人原

爆弾事件に対して、前段まで述べた如くな

うは、日本は日本の良識と毛骨立論の割

に信用を失うことはまいかない。日本改進

の高川問題意識と積極策をかざして進むことを